

## テロ等準備罪こと

## 「共謀罪」

## 対策本部ニュース

## NO. 3

## 「テロ等準備罪」一看板に偽りあり！

Q:「テロ等準備罪」、ようやく法案が公にされましたね

A: ああ。ざくっと目を通したけれど、いや、膨大だね。「**新旧対照表**」が比較的わかりやすいからつけておくよ。

Q: それで、中身はどうなんですか？

A: 基本は事前にマスコミにリークされていたのと同じだね。新旧対照表でいえば、4～5頁に書かれている「**第6条の2**」が本丸だ。ただ、計画を処罰する対象を「限定」するために「別表第三」と「第四」がつけられた。別表第四は、大半が第三の引用だから、まずは「**別表第三**」(新旧対照表28～43頁)を見ることをおすすめする。百聞は一見にしかず。きっと、驚くよ。

Q: 法文中に「テロ」という言葉が出てきませんか。

A: その通り。新聞報道では、対象となる罪は277個。見ての通り、**これのどこがテロに関係するの？**—というものがとても多い。しかも、テロの定義もされていなければ、どの罪がテロと関係するのか、分類すらされていない。

Q: これですべて「テロ等準備罪」なんですかね？

A: 全く。新聞報道によれば、この法律の正式名称は「**実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画**」罪というらしい。だったら、略称は、「**犯罪計画罪**」だろう。準備罪じゃないよね。まして、テロ等というのは看板に偽りありだ。

Q: でも、6条の2の第1項には「**組織的犯罪集団**」の団体の活動として・・・と書いてありますが？

A: これもヒッカケだ。その後の( )の中に定義が書かれているが、**これのどこがテロなのか？**結局「**別表第三**」の罪を行うことを目的としている—と警察が判断すれば、**どんな団体も、即座に「組織的犯罪集団」になってしまう**。前回第2号で僕の経験を話したが、このとき一緒に共謀したのは「**●●の自然を守る会**」の人達だった。これも、「**組織的犯罪集団**」になるんだろうね。

Q: そういえば、気にしていた「**組織的なんとか**」とかいう罪は対象になったんですか？

A: なった。それも「**別表**」の先頭でね。この法律は怖い。右に紹介しておくね。

昔から、労働組合活動等への介入に使われてきた罪名が並んでいる。僕が「共謀」したのは、えげつない数字の廃液を出している産業廃棄物処分業者に「何を捨てているか見せろ」と迫ったけれども拒否されたからだ。座り込みや営業車両を止めさせての荷物検査、あるいは処分場を囲うトタン板をちよつとはずして中を見させてもらおうとか考えたわけ。

ギリギリの判断で、結局、実行しなかったけど。だけど、この法律なら、組織的強要、業務妨害、建造物等損壊の「**計画**」(共謀)になるだろうね。「**下見**」(準備行為)もしてたから、アウトだったな。

**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律**  
(組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一～六 略

七 刑法第九十九条(殺人)の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役

八 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)の罪 三月以上十年以下の懲役

九 刑法第二百二十三条第一項又は第二項(強要)の罪 五年以下の懲役

十 略

十一 刑法第二百三十三条(信用毀損及び業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

十二 刑法第二百三十四条(威力業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

十三 刑法第二百四十六条(詐欺)の罪 一年以上の有期懲役

十四 刑法第二百四十九条(恐喝)の罪 一年以上の有期懲役

十五 刑法第二百六十条前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役

## 「安全」のためなら死んでもいい？

Q:でも、「テロは怖い」という人は多いですよね？

A:そこにつけこもうとしているわけ。でも、よく考えて欲しい。**日本国内で一番強力な「組織的実力集団」は、テロリストじゃない。警察**なんだ。でも、**憲法や刑法あるいは刑事訴訟法というルールで縛られているから、人畜無害に思える**。では、その縛りを大幅にゆるめたら、どうなるか？ VXガスを使ったと噂される国の例を出すまでもなく、**全体主義国家では、警察が一番の組織的暴力集団になる。国民の人権に対する最大の脅威になる**。戦前の日本でも、**特高警察**とかが**猛威を振る**ったよね。

残念ながら、**絶対の安全などない。テロ対策ということに目を奪われて、警察に対する縛りを大幅に緩めてしまっているのか**。また後で説明するけど、テロ対策の法律はすでにたくさんある。**今度の法案は、完全にバランス感覚を失っている**と思うね。

昔、漫才ネタに「健康のためなら死んでもいい」というのがあったけど、今度の法案は「安全のためなら死んでもいい」という世界だな(苦笑)

## 国民の44%が賛成？ 「組織的詐欺」に騙されてはいけない

A:ただ、A新聞の世論調査では、この法律に賛成が44%で反対の25%を上回ってますが。

Q:それは、僕も見た。これ、**質問が完全に「誤導」**だよ。「政府は、過去3度廃案になった『共謀罪』の法案の内容を改め、組織的な犯罪について、準備の段階から取り締まる『テロ等準備罪』を設ける法案を、今の国会に提出する方針です。この法案に賛成ですか」って…。A新聞ともあろうものが！ と思ったね。

まず、この質問は、**今度の法律が今までの共謀罪と違うものだ**ということを前提としている。

次に、この質問を聞いたら、**処罰の対象は「準備」だ**と**思ってしまう**よね。

さらに、「テロ等準備罪」というヒッカケの略称を**無警戒に使っている**。

これが証人尋問だったら、即座に「**異議あり！**」と叫ばなければいけないね。

でも、**A新聞のこの質問は、どこに力点を置いて市民に訴えるべきかを教えてくれる**。今度の法律は、今までの共謀罪と一緒だ。政府の「**組織的詐欺**」にひっかからないよう、訴えるのが僕たちの仕事だと思ふよ。

文責:対策本部メンバー

宮尾耕二

**3月6日(月) 18:30~**

弁護士会大会議室にて

**緊急学習会「『テロ等準備罪』がえん罪の温床になる!？」**

講師 立命館大学教授 湊野貴生氏

みんなで成功させよう。STOP共謀罪！

**4月8日(土) 14:00~**

奈良県文化会館小ホールから市街へ

**共謀罪法案の撤回を求める市民集会・パレード**